



岩手労働局発表
平成 29 年 6 月 1 日（木）

照 会 先	職業安定部	
	職業対策課長	鎌滝 一郎
	地方障害者雇用担当官	山形 伸一
		(電 話) 019-604-3005 (F A X) 019-604-1533

6 月は「外国人労働者問題啓発月間」です

「外国人雇用はルールを守って適正に！」
～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を～

厚生労働省では、毎年 6 月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。
外国人労働者問題啓発月間の概要は以下のとおりです。

1. 実施期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）～平成 29 年 6 月 30 日（金）までの 1 ヶ月間

2. 取組内容

- (1) ポスター・パンフレットの作成・配布
- (2) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- (3) 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導
- (4) 技能実習生受入事業主などへの周知・啓発、指導
- (5) 各種会合における事業主などに対する周知・啓発などの実施

3. 月間の趣旨

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的とし我が国に入学、在留する外国人は増加したが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、依然として不法就労者数は高水準で推移していること等の問題があったことから、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を講ずることとし、労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、事業主や国民を対象とした集中的な周知・啓発活動を行うものです。

4. 岩手労働局の主な取組

岩手労働局においては、事業主団体（一般社団法人岩手県経営者協会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会等）などを通じて周知・啓発、協力要請を行うとともに、各ハローワーク等において技能実習生受入事業所に対し、重点的に啓発・指導を実施する予定です。